

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.009

処 分 名	男女共同参画推進センターの使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、男女共同参画推進センターの使用の許可を受けた者に対して、使用料の全額又は、一部を還付することができます。
根拠法令等・条項	春日部市男女共同参画推進センター条例（平成 17 年条例第 27 号）第 15 条 春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則(平成 17 年規則第 12 号) 第 7 条、第 8 条
審 査 基 準	◎次の(1)～(3)の要件のいずれかに該当した場合、男女共同参画推進センターの使用料が還付されます。 (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合。 (2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用することができないとき。 ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日 （最終改正：平成 29 年 3 月 16 日）
申請時期	随時
申請方法	男女共同参画推進センター窓口へ提出
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■春日部市男女共同参画推進センター条例

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用することができないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたととき。

■春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則

(使用料の還付)

第7条 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第15条第1項又は第2項に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (3) その他の場合 市長が別に定める額の還付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

(還付の手続)

第8条 使用料の還付(第3条第6項の規定による還付を除く。)を受けようとする者は、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、許可書(第3条第6項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書)を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請のあつたときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付通知書(様式第8号)により申請をした者に通知し、使用料を還付するものとする。